

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）（抄）（第一条関係）	1
○	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（抄）（第二条関係）	4
○	日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第二条関係）	5
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第二条関係）	6
○	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）	7
○	地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第二条関係）	8
○	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第二条関係）	9
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第二条関係）	10
○	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（第二条関係）	11
○	国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）（抄）（第二条関係）	12
○	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）（第三条関係）	13
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第四条関係）	14
○	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（抄）（第五条関係）	15
○	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）（第六条関係）	16
○	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第七条関係）	17

○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）（抄）（第一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（簡易建築物等の要件）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二条第二項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 当該建築物の壁、柱、屋根、建築設備その他の部分の損傷、腐食その他の劣化により、当該建築物をその本来の用途に供することができない状態となったと認められること。</p> <p>二 当該建築物の建築時からの経過年数が建築物の構造及び用途の区分に応じて国土交通大臣が定める耐用年数を超えていること。</p> <p>（災害対策の実施の用に供する施設）</p> <p>第四条 法第二条第三項第九号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 備蓄倉庫</p> <p>二 非常用電気等供給施設</p> <p>三 貯水槽</p> <p>（再生可能エネルギー発電設備の要件）</p> <p>第五条 法第二条第三項第十号の政令で定める要件は、当該再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。）を災害時において地域住民その他の者に供</p>	<p>（簡易建築物の要件）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

給することとする。

(土地収用法第三条各号に掲げるもののうち地域住民等の共同福祉又は利便の増進に資するもの)

第六条 法第二条第三項第十一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一十六 (略)

第七条 第九条 (略)

(長期にわたる土地の使用を要する事業)

第十条 法第十三条第三項の政令で定める事業は、次に掲げる事業(仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため特定所有者不明土地を使用するものを除く。)とする。

一 法第二条第三項第一号に掲げる事業(道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路の整備に関するものを除く。)又は同項第六号に掲げる事業であつて、当該事業により整備される施設と同種の施設がその周辺の地域において不足している区域内において行われるもの

二 法第二条第三項第八号から第十号までに掲げる事業

第十一条・第十二条 (略)

(特定登記未了土地につき相続登記等がされていない期間)

第十三条 法第四十四条第一項の政令で定める期間は、十年とする。

(手数料)

第十四条 法第五十六条の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(土地収用法第三条各号に掲げるもののうち地域住民等の共同福祉又は利便の増進に資するもの)

第四条 法第二条第三項第九号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 一十六 (略)

第五条 第七条 (略)

(新設)

(仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため特定所有者不明土地を使用するものを除く。)とする。

第八条・第九条 (略)

(特定登記未了土地につき相続登記等がされていない期間)

第十条 法第四十条第一項の政令で定める期間は、十年とする。

(手数料)

第十一条 法第四十四条の政令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一
六
(略)

一
六
(略)

○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜二十六（略）</p> <p>二十七 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項</p> <p>二十八〜三十六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜二十六（略）</p> <p>二十七 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項</p> <p>二十八〜三十六（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項</p> <p>二十一 二十七（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項</p> <p>二十一 二十七（略）</p>

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十五（略）</p> <p>四十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項</p> <p>四十七 六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十五（略）</p> <p>四十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項</p> <p>四十七 六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用） 第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十五 （略） 二十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項 二十七 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十五 （略） 二十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項 二十七 （略） 2 （略）</p>

○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあつては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十三 （略）</p> <p>二十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項</p> <p>二五・二六 （略）</p> <p>25 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあつては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇二十三 （略）</p> <p>二十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項</p> <p>二五・二六 （略）</p> <p>25 （略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇三十三（略） 三十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項 三十五〇四十三（略） 2（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一〇三十三（略） 三十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項 三十五〇四十三（略） 2（略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十六 （略） 二十七 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項二十八～三十五 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十六 （略） 二十七 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項二十八～三十五 （略）</p>

○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十四 （略） 二十五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項 二十六～三十 （略） 2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十四 （略） 二十五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項 二十六～三十 （略） 2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 機構が行う法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関しては、次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）<u>第四十三条第三項</u>及び第五項並びに同法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項</p> <p>十・十一（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 機構が行う法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関しては、次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 八（略）</p> <p>九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）<u>第三十九条第三項</u>及び第五項並びに同法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項</p> <p>十・十一（略）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項第一号、第十四条第二項第九号、第十八条及び第三十九条ただし書</p> <p>十五〇二十二 （略）</p> <p>二十三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項</p> <p>二十四〇三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項、<u>第十一条第一項第一号</u>、第十四条第二項第九号、第十八条並びに第三十九条ただし書</p> <p>十五〇二十二 （略）</p> <p>二十三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項</p> <p>二十四〇三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項第一号、第十八条及び第三十九条ただし書</p> <p>十八～二十四 （略）</p> <p>二十五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項</p> <p>二十六～三十二 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十七 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項、第十一条第一項第一号、第十八条並びに第三十九条ただし書</p> <p>十八～二十四 （略）</p> <p>二十五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項</p> <p>二十六～三十二 （略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十五（略） 十六 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項第一号、第十八条及び第三十九条ただし書 十七～二十三（略） 二十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第四十三条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項 二十五～三十三（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十五（略） 十六 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項、第十一条第一項第一号、第十八条並びに第三十九条ただし書 十七～二十三（略） 二十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項 二十五～三十三（略）</p>

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百五十（略）</p> <p>四百五十一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）</p> <p>四百五十二 〓 四百五十四（略）</p> <p>四百五十五（略）</p> <p>四百五十六 〓 四百六十三（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百五十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四百五十一 〓 四百五十三（略）</p> <p>四百五十三の二（略）</p> <p>四百五十四 〓 四百六十一（略）</p>

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方整備局の名称、位置及び管轄区域） 第二百六条（略） 2 法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四条第一項第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第五十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第一百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第七号に掲げる事務に関しては、前項の規定にかかわらず、長野県及び福井県は北陸地方整備局の、山口県のうち下関市は九州地方整備局の管轄区域とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（地方整備局の名称、位置及び管轄区域） 第二百六条（略） 2 法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四条第一項第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものに限る。）、第五十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第一百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第六号に掲げる事務に関しては、前項の規定にかかわらず、長野県及び福井県は北陸地方整備局の、山口県のうち下関市は九州地方整備局の管轄区域とする。</p> <p>3 （略）</p>